

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月16日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について
議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第21号 名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）
日程第6 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
日程第8 報告第1号 例月出納検査報告について
日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第10 委員会所管事務調査報告

げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第4 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）
日程第6 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
日程第8 報告第1号 例月出納検査報告について
日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第10 委員会所管事務調査報告

1. 出席議員（17名）

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 議長 | 18番 | 東 | 千 | 春 | 議員 |
| 副議長 | 11番 | 佐藤 | 靖 | 議員 | |
| | 1番 | 富岡 | 達彦 | 議員 | |
| | 2番 | 倉澤 | 宏 | 議員 | |
| | 3番 | 山崎 | 真由美 | 議員 | |
| | 4番 | 佐久間 | 誠 | 議員 | |
| | 5番 | 三浦 | 勝秀 | 議員 | |
| | 7番 | 五十嵐 | 千絵 | 議員 | |
| | 8番 | 遠藤 | 隆男 | 議員 | |
| | 9番 | 清水 | 一夫 | 議員 | |
| | 10番 | 川村 | 幸栄 | 議員 | |
| | 12番 | 高野 | 美枝子 | 議員 | |
| | 13番 | 高橋 | 伸典 | 議員 | |
| | 14番 | 塩田 | 昌彦 | 議員 | |
| | 15番 | 東川 | 孝義 | 議員 | |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について
議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第21号 名寄市職員の定年引上

16番 山田典幸 議員
17番 黒井徹 議員

1. 欠席議員(1名)

6番 今村芳彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 慈生
書記 開 発 恵美
書記 石橋 恵美
書記 加藤 諒

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君
教育長 岸 小夜子 君
総務部長 渡辺 博史 君
総合政策部長 石橋 毅 君
市民部長 廣嶋 淳一 君
健康福祉部長 馬場 義人 君
経済部長 山田 裕治 君
建設水道部長 東 聡男 君
教育部長 木村 睦 君
市立総合病院事務部長 岡村 弘重 君
市立大学事務局長 水間 剛 君
こども・高齢者支援室長 松田 慎司 君
産業振興室長 田畑 次郎 君
上下水道室長 佐藤 美香 君
会計室長 鈴木 康寛 君
監査委員 岡川 進 君

○議長（東 千春議員） 本日の会議に6番、今村芳彦議員より欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

15番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式導入への対応について外2件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、大項目3点にわたって質問させていただきます。

まず最初に、大項目1、消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式導入への対応について伺います。来年10月1日から消費税のインボイス制度が実施されます。この間民間企業間の取引で免税業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が指摘されてきました。ところが、インボイス制度の導入は民間取引にとどまらず、地方自治体や公益法人との取引においても免税事業者と同様の影響を及ぼす実態が見えてまいりました。そこで、名寄市の消費税インボイス制度導入への対応について伺います。

小項目1、一般会計におけるインボイスの必要状況についてお知らせください。

小項目2、企業会計、上下水道事業での業者への対応について伺います。福島市のホームページ

に掲載した令和5年、6年度入札参加資格申請の手引でインボイス制度の登録がない場合、水道局及び下水道室発注の工事等の受注ができなくなりますと記載されました。総務省は10月7日、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないと考えるとの考えを各自治体に示したところであります。名寄市の企業会計での業者への対応についてお考えをお聞かせください。

小項目3、学校給食の食材納入業者への対応について伺います。地元産食材を積極的に導入している当市の学校給食です。免税業者も多いのではないのでしょうか。地元の野菜などの生産者、小売業者への対応について伺います。

小項目4、高齢者事業センター会員への対応について伺います。これからの季節、除雪や、また夏の草取りなど、独り暮らしの高齢者にとって日常の暮らしの手助けとしてなくてはならない存在であります。また、高齢になっても働きたいという方々の働き場として機能していると認識しているところです。高齢者事業センター会員への対応についてお考えをお聞かせください。

大項目2、学校給食の無償化を。以前から長期休暇、夏休みなどの間、食事が満足に取れない児童生徒がいる、休暇後体重が減っている児童生徒がいるなどの報告がありました。コロナ感染拡大による一斉休校をきっかけにして学校給食の重要性が改めて認識されたのではないのでしょうか。給食費の負担が重い、子供が2人、3人となればさらに大変だとの声が聞かれています。かつて文部省は国会で教科書だけでなく、学用品や交通費、学校給食も無償にするのが理想と答弁しています。食材費は保護者負担とする学校給食法11条であると言われてきました。しかし、今年4月の文科省の事務連絡では、食材高騰による保護者負担軽減のために新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を可能としました。これは、行政による補助を政府が認めたという具体的な事

実と言えるのではないのでしょうか。食育基本法では、給食が単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であると示しています。義務教育の無償、憲法で定められています。26条、義務教育の無償が定められています。給食食材も教科書無償と同じく無償と考えるべきではないのでしょうか。そこで、学校給食の無償化について改めてお考えを伺います。

大項目3、生理用品を学校トイレに配置を。経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっていると令和4年2月、厚労省が生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査をし、その結果を報道発表しています。新型コロナウイルス発生後、生理用品の購入、入手に苦労したことがよくある、時々あると答えた方は回答者の8.1%に及んでいます。その中で年代別では30歳未満が、世帯年収別に見ると300万円未満がそれぞれ高くなっています。その理由としては、自分の収入が少ないから、自分のために使えるお金が少ないから、その他のことにお金を使わなければならないからなどの経済的理由が多く挙げられているところであります。そこで、改めて伺います。生理用品を市内全ての学校トイレに配置することについてお考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） おはようございます。川村議員からは、大項目で3点にわたって御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私から、小項目2は上下水道室長から、小項目3及び大項目2、大項目3は教育部長から、大項目1の小項目4は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、私から大項目1、消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式導入への対応につい

て、小項目1、一般会計におけるインボイスの必要状況についてお答えします。消費税は、商品の販売やサービス提供などの取引に対して広く課せられる税であり、地方公共団体においても対象となります。一般的に消費税の申告に当たっては売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除、仕入れ税額控除した額を申告することになりますが、インボイス制度導入によりインボイス制度に適用した請求書等でなければ、仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなります。そのため、地方公共団体においても取引相手の事業者が仕入れ税額控除を受けることができず、不利益を被ることにならないようインボイス制度に適用した請求書等を発行することが可能となる適格請求書発行事業者として登録される必要があります。本市における各会計の対応状況は、課税の対象となる歳入課目を要する一般会計、国民健康保険特別会計の直診勘定、市立大学特別会計のほか、公営企業会計である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計において適格請求書発行事業者への登録申請を了しております。なお、適格請求書発行事業者に登録されますと、課税売上げの金額にかかわらず、消費税の申告義務が発生することとなりますが、一般会計においては消費税法第60条第6項の規定により消費税申告の義務が免除されており、一般会計に属する会計である市立大学特別会計においても一般会計同様申告義務が免除されることとなります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私からは大項目1、小項目2、企業会計での業者への対応についてをお答えいたします。

水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、インボイス制度への対応のため昨年10月に適格請求書発行事業者として登録申請を済ませ、料金システム及び企業会計システムの改修、検針票や納入通知書の用紙類の変更など来年10月1

日の導入に向け準備を進めています。御質問いただいた発注工事等の入札参加資格要件については、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは要件としておりません。しかし、消費税の納税は料金収入である売上げに係る消費税額から工事などの支払い、いわゆる仕入れに係る消費税額を控除し、差額を納める仕組みであり、今後インボイス制度に対応しない免税事業者との取引は仕入れ税額控除ができないため、仕入れ税額控除ができなかった消費税分は水道事業会計、下水道事業会計が多く負担し、納める消費税額が増加します。水道、下水道は上下水道料金収入による受益者負担により経営しておりますので、免税業者との取引による消費税負担増加分は料金に転嫁する必要があり、結果的には料金の値上げにつながるものと考えられます。国では、仕入れ税額控除ができないこととなる取引への影響に配慮し、消費税の納税が増えないようにする経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについて制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入れ税額控除が可能としております。インボイス制度に対応するかは各事業者の判断によりますが、水道事業及び下水道事業としては経営に大きな影響を与えるものと想定し、それぞれの取引の内容や規模に応じて適切な判断を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目1の小項目3、学校給食の食材納入業者への対応について申し上げます。

学校給食は、学校給食会にて保護者から給食費をお預かりし、学校給食の食材を購入しています。給食費を負担している保護者は事業活動として給食費を負担しているものではないため、消費税申告事業者であることはなく、学校給食会としてはインボイス制度に適用した請求書等を発行する必

要はありません。また、給食食材を納入している事業者につきましては、課税事業者、免税事業者の両方がおられると思いますが、学校給食会はインボイス制度に対応する必要がなく、適格請求書発行事業者ではないため、従前のお取引をすることになることから、学校給食会、食材納入事業者とも何ら影響が出ることはございません。

次に、大項目2、学校給食費の無償化についてお答えいたします。学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者、いわゆる市の負担となっており、食材に係る経費は保護者負担と定められております。給食費の完全無償化を実施した場合の本市の財政負担額は、令和3年度の実績から約9,000万円と積算しております。そのため、現在の本市の財政状況において給食費の無償化に向けた持続的な財源の確保は非常に難しいこと、また援助を必要とする世帯には就学援助制度による支援を実施していることなどから、毎年度多額の財源を必要とする無償化の実施は極めて困難であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目3、生理用品を学校トイレに配置をについてお答えいたします。生理用品の学校トイレへの配置につきましては、市内の学校と協議した結果、児童生徒が抱える不安や悩みを養護教諭等に相談できる機会とするため、従来どおり生理用品が必要になった際は保健室で提供することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目1、小項目4、高齢者事業センター会員への対応についてお答えいたします。高齢者事業センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより高齢者の社会参加を促進するとともに、医療費や介護費用の削減にも効果があると認識をしております。消費税制度におきましては、

小規模事業者への配慮として年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、センター会員については免税の個人事業者に当たります。インボイス制度が導入されますと、免税事業者であるセンター会員はインボイスを発行することができないことから、高齢者事業センターは仕入れ額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じると言われております。国では行政が発注を行う額の適正化などを求めています。6年間の経過措置の利用を含めまして関係省庁と検討したいとしておりますので、今後も動向に注視してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきました。再質問等させていただきたいと思っております。

まず、消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式、何回聞いてもなかなかすると言えません。この間名寄市内でも商工会議所さん等含めていろいろ研修会を開催されてきているようですが、お会いした人、お話を聞いた人の中でよく分かったと言った方はいらっしゃらなかったです。自分の理解力が足りないのか、非常に複雑な制度だなというふうに思っています。それです。まず、一般会計におけるインボイスの必要というところなのですけれども、例えば今部長から御答弁あったように、消費税法60条の中では一般会計は特例によって課税標準額に対する消費税額と仕入れ税額控除、税額を同額に満たすとして、納税は免除されているというふうなことであります。しかし、この中で一般会計の中で例えば施設の使用料等々、地方自治体が売手になって、事業者に対して課税取引を行う場合があるかというふうに思うのですが、こういったときはどのようにされるというふうに押さえているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 施設の使用料は課税ということで、うちが受け手といいますか、公共施設を例えば企業様が借りたといいますか、使うという形になれば使用料がかかります。そのときにインボイスのほうの登録がされていないと、企業様が仕入れ額の税額控除を受けられないということで、一般会計も登録をしなければならぬということで先ほども答弁させていただいたところでありまして、それに対応するために今手続を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 実は調べてきましたら、今年3月に総務省が都道府県に対してインボイス制度の準備状況を把握するための調査を行ってございました。その結果、インボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られたということで、全国の自治体に6月20日発出で通知文書を出されています。約4割近い自治体がインボイス、登録は必要ないというふうにご回答していたというふうに出ていました。それで、やっぱり今おっしゃったようなことでいろんな場面が出てきて、必要だというふうには思うのですけれども、それができていなかったということはインボイス制度についてよく理解していなかったというふうに私は受け止めているのですけれども、この辺についての捉え方といいますか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃりますとおり、なかなかインボイス制度ってとても難しい制度で、私どもとしても庁内でも10月に財政課長を講師に研修会、説明会を開催させていただいたところなのですが、改めてまた説明会のほう必要なのかなと思うぐらいやっぱり難しいのかなと思っております。企業様ですとか、やっぱり様々な場面で例えば会議所さんだとか中心に研修会、説明

会もされていると思いますし、最終的には国の責任で行わなければならないものだと思います。私どもとしても国が行うような説明会だとか講演会ですとか、そういう部分に協力しながら対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） さっきから言っているように、本当に分かりづらい、複雑。いろんなところから、専門家の方々からも制度の中身については分かりづらいというようなことが言われているところでもあります。先ほど上下水道の部分でのお話もお聞かせをいただきました。登録していないことは入札に参加させないということは定めていないということでありましたけれども、しかしそうでない方々が参加したときに市のほうで負担をしなければならないという状況が生まれてくるということだというふうに思います。それは、言わずもがなやはり住民に負担が回ってくるというふうな捉え方かなというふうに思っています。自治体がそういった取引から免税業者を排除することというのはあってはならないというふうに思っているところでもありますけれども、なかなか分かりづらいのも含めて、1,000万円がボーダーラインですから、やっぱり収入のことも含めて各事業者が判断をしていかなければならないということは非常に難しい問題が起きてくるなというふうに思っています。それで、先ほど経過措置のこともお話がありましたけれども、本当にこれで楽に分かりやすくなるのかどうかというところら辺かなというふうに思っているのですけれども、この点についてどうでしょうか。上下水道室長、一番このインボイスで関わる人が多いかというふうに思うのですけれども、その点についてどうお考えになっているかお聞かせいただいでいいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私も議員と同感

で、なかなか分かりづらい制度でありますので、消費税の計算自体も実は消費税になじみのない部署からうちの部署に異動してきた職員は大変苦労しながら消費税の計算なり、申告をしているところです。それに加えて、今回のインボイス制度なので、大変難しいながら私たちも勉強しながら進めているところですが、やはり制度なり法律に沿いながら仕事して、なおかつ使用者の方々の料金の収入で私たち上下水道は仕事しているものですから、そういった中では皆さんの料金を無駄にしないために消費税の計算も間違えないようにといたしますか、無駄のないように計算しているところですので、国の制度も含めてきちんと従いながら進めていこうとしているところです。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 一般的な業者さんといえますか、商売やっている方々、いろいろ業者さんの苦労も大変なのですけれども、こういった自治体自身も大変な状況になっているというのが改めて見えてきたのではないかなというふうに思っています。

学校給食の食材費のところは給食会ということで影響はないのだというふうなお話がありました。地元の農家さんなどのこともちょっと気になっていたものですから、影響はないということで安心をしました。

それからあと、高齢者事業センターの会員さんの方々です。免税個人事業というふうに扱われるということですから、それも事業センターが消費税の仕入れ税額控除できないで、多額の納税負担ということが発生するかなというふうに思うのですが、こうなると事業センター自体が運営していくことが難しくなるのかなというふうに思っています。先ほども話ししたように、除雪の問題やら夏の草取りの問題やらいろいろ本当に何か困ったときには高齢者事業センターに行ってというふうな声が私の周りでも随分聞かれているところです。そうしたときにこのセンターがなくなるというよ

うなことになっては大変なことになるかなというふうに考えているのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今高齢者事業センターがインボイス制度が取り入れられたことによる影響も含めた形の御質問だったかというふうに思います。現状のところそれぞれ2つ、名寄と風連にございまして、状況をお聞きしている中では、現在それぞれ税理士事務所さんとかに御相談しながら影響等々について、影響状況等について把握をしようとしているような状況にあるというふうにお聞きをしております。また、国のほうでも国会等々でやり取りがあるというようなことも議事録等で一部承知をさせていただいているところをごさいまして、報道等でそれぞれ何かいろんな報道がなされているようでございますが、まだきちんと確定したものはないのかなというふうに思っています。ただ、それぞれ事業団さん、事業センターさんと御相談する中で会員さんにインボイスの領収書を求めるということはちょっといずれにしても難しいだろうなということで、そうなる今議員おっしゃるとおり、事業センターのほうの税額が増えてしまうというようなことで、どういうやり方がいいのかということも含めた推計がまだなされていないということなので、状況を注意深く見守っていかなければならないというふうに思っておりますし、現在与党の税調ですか、のほうでいろんなやり取りがなされていると思います。与党の税調がある程度いってまとまると、政府税調のほうにも移っていくのかなというふうに思っております。税調の状況とかも詳しく注視していきながら2つの高齢者事業センターさんと細かくやり取りをさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃっ

たように、会員の皆さん方、やはり少しでも体を動かして、そして少しでも収入があればということとで頑張ってお仕事していただいているかなというふうに思うのです。こういった方々にさらにインボイスを取って登録業者になっていただくということは本当にとってもとても難しいし、やめざるを得ないというような話も聞いているのです、実は。そういうことだと、やっぱりセンター自体を維持していくためにはまた市からの補助なりが必要になってくるのかということ、またさっきから言っているように、市民の負担が増えるというふうなことで、何かメリットはなかなかないなというふうに思っています。それで、メリット、何でこんなふうにして難しいことするのかというふうなところなのですけれども、さきの財務省の国会答弁の中では約2,480億円の増税になるというふうな回答もされていて、やはり増税を狙っての導入だったということで、税額ばかりではなくて、いろんな事務負担も含めて大きいものになっているというふうに思っています。先ほど経過措置、緩和措置等言われ始めています。あちこちから、例えば全国商工会議所さんでは約500万ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があると。システムの変更や新たな事務など事業者にとって多大な負担が生じるのだと訴えて、導入は当面の間凍結を求めています。また、日本税理士会連合会さんは、来年度の税制改正に関する建議書の中で事務負担や市場取引に与える影響について必要な措置を検討して、コロナ禍による経済活動の制約が解消されたり、また簡易で安価な電子インボイス制度の整備、こういったことも講じられるまで導入を延期するか、また少なくとも中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用を要望しています。さらに、全国青色申告会総連合さん、来年度の税制改正要望意見書の中でこのインボイス制度の廃止または凍結の項目を設けられていまして、免税事業者が取引から排除されることや小規模事業者の納税に

係る事務負担の増加が想定される、このように懸念を示しているところであります。ですから、負担ばかりが、お金の負担ばかりではなくて、事務的な負担も大きいと言わざるを得ないという状況になっています。こんな中で緩和措置、経過措置ということが今議論されているのだらうなというふうに思っているところですが、この消費税インボイスの問題、まだまだ市民に知られていません。何か自分は関係ないかなというふうな思いがあるかなというふうには思います。ただ、先ほどの上下水道室長からの話もありましたように、そのことが進んでいくと私たち市民の負担にも影響してくるというようなことでありますので、地元の中小零細業者さんや地域経済にも大きな影響が出るということをやはり声に出して、国には中止や延期の、この声を上げていくことが必要ではないかというふうに思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） インボイス全体の関係でございますけれども、議員言われたとおり、特に個人事業者ですとかフリーランスの方が非常に影響が大きいということで、それぞれ様々な団体のほうから要望も出されております。また、これまでも市長会ですとか、そういった団体を通じて国の制度の関係ですとか、それに対する要望を行ってきておりますけれども、これもインボイスの関係につきましても大きな課題でありますし、地方経済に与える影響も大きいということもございますので、これ国の動きも今様々な動きが出ているということで、そこも動きを注視しながら要望すべき部分がございますら、そういった中で国のほうに要望していくような形、確認もしながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ぜひこの現状、困っている現状、そういった部分を国や道へ上げてい

っていただきたいなということを強く求めたいというふうに思います。

次に、学校給食の無償化についてであります。これも何回も何回も取り上げさせていただいて申し訳ないかなというふうに思うのですが、今やはりコロナ禍の中で保護者の方々も大変な負担をしながら頑張っている状況にあります。そういった中で、地方創生臨時交付金の活用ということで国からも随分言われているところでありますので、ぜひとも……私が言っているのは臨時交付金を使ってではなくて、常に給食の無償化を訴えているところなのですけれども、文科省は9月に急激な物価高騰の影響を受けて、保護者負担軽減に取り組んでいるかどうかという全国での調査結果を公表しています。それで、全国では8割が臨時交付金も含めて利用して負担軽減に取り組んでいるというようなことが報道されておりました。地方創生臨時交付金を活用した自治体が77.3%というふうなことで、これは期間限定で実施する自治体ということで広がっているということであります。その中で実施を予定していないと回答した自治体が302あって、現時点では学校給食費の値上げを行う予定がないと答えたところが284自治体ありました。当市においては、令和2年4月、値上げをしていますので、そういった部分で現時点では給食費の値上げを行う予定がないという部分に入るのかどうかまずちょっと確認をさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今年度につきましては、値上げの予定はございません。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ありがとうございます。臨時交付金を使ったところの期間限定で実施する自治体が広がっているというような状況はあるのですけれども、そうではなくて、完全無償化に取り組んでいるという自治体も今増えています。

これは手前みそになりますが、しんぶん赤旗の学校給食無償化調査チーム、12月3日の数ですけども、給食費の完全無償化、小中、全国で256自治体に上っています。このようにあちこちで取組が進んでいるところです。ここには半額補助だとか、私以前にも提案させてもらいましたけれども、第3子からの無償だとか、そういったのは含まれていません。完全に無償化というところでは、紋別では昨年10月からふるさと納税の寄附金を財源に小中学生の給食を無償化しています。保護者の方からは、教育費全体の負担が大きいと。義務教育では無償と言っているのにどうしてお金がかかるのだろうかというような声が聞かれます。塾にも行かせたいと。だけれども、なかなか行かせてやることができないということです。今中学生だと1食308円、小学校の1、2年生で259円ということで、それでも1か月お一人で5,000円前後です。2人いれば1万円前後、大きな負担になります。この点について改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今議員のほうから様々な全国または全道の状況、さらには給食を完全無償化されている状況などについてもお話をいただいたところかなというふうに思っています。それぞれの自治体でそういった給食の完全無償化などの施策を打つ部分につきましては、それぞれの自治体の中で目的があって、どういう目的に沿った中で給食の完全無償化というところをされていたりしているのかなというふうに思っているところでございます。また、先ほど紋別さんのふるさと納税などのお話もいただきましたけれども、ここについてはやっぱり財源の問題というのもこれは避けて通れない問題にもなってくるかなというふうに思っております。そういったことから、名寄市におきましては今の現状の中では今すぐ制度の、給食の完全無償化というところへすぐ向かうということはなかなか難しいものかなという

ふうに先ほどの答弁でもお答えさせていただいたとおりだというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今お話があったように、自治体ごとの目的というところでは、子育て支援を主に行っていきたいということで、学校給食無償化に取り組んでいる自治体が結構多くあります。ということで、学校給食法の11条で、この間私も取り上げたときに食材費は保護者負担だというふうなお答えが返ってきたところでありまして、けれども、せんだっての国会の中で永岡文科相は会見で自治体に対して物価高騰等踏まえて、引き続き臨時交付金を活用した学校給食費保護者負担の軽減を進めるように促したいというふうに語り、そして岸田首相は学校給食法は自治体判断の全額補助を否定していないというふうにおっしゃっています。ですから、それぞれの自治体でやる気になればできるということかなというふうに思っています。それで、この名寄市の学校給食です。献立表、「いただきたいむ」もバックナンバー全部載せてくださいということでお願いして、載せていただいていますけれども、12月の「いただきたいむ」、これにJA道北なよろさんから地元産の農産品ということでジャガイモ、タマネギ、バターを頂きました。また、もち米生産組合さんからはもち米160キロを寄贈いただきました。そして、このもち米は来年3月の卒業祝い、赤飯で提供する予定だと、そんなふうにしてこの「いただきたいむ」に載っていました。本当に地元産の食材をということで7割近い実績を上げている名寄市ですけども、こういった地域の皆さん方からも支援されている学校給食、そしてもちろん栄養士、調理員さん、職員の皆さん、本当に努力をさせていただいて、おいしい給食頂いています。安心、安全なおいしい給食を提供されていますけれども、このように地域の皆さんからも支えていただいている学校給食をぜひ給食費の心配をしな

いで食べられる、そういう給食にしていってほしいなというふうに思うのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 学校給食につきましては、児童生徒の発達段階に応じて必要な栄養バランスをよく取ることができるように献立をつくらせていただいて、子供たちが健康で健全な食生活を営むことができるように学校教育の一環としても非常に重要であるということは我々も認識しているところでございます。そのため、こういった給食の目的を十分に御理解いただきまして、保護者の方々には給食の食材費について御負担いただいていると考えているところでございます。無償化の目的というところは、やはり先ほどからお話しさせていただきましたが、各自治体においてどのような目的に沿ってやっているかということが問われてくるのかなというふうに思っておりますし、今後教育委員会におきましても多くの課題というのが山積してしまっていて、特に財政的な課題というところが伴うものもかなり出てくることになっていきます。そうしたことから、引き続き子供たちや保護者の皆様方にとって何が効果的で有効な施策かというところは、これからも十分に検討していかなければならないなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 校舎の補修もあつたり、いろいろあるかというふうには思うのですが、ただやはり給食、金額を先ほどお示しをいただいていたけれども、ここに踏み出せるかどうか、その姿勢がやはり自治体として見られるのではないかなというふうに私は思いますので、ぜひ検討課題の中に入れていただきたいと。このことを申し上げて、次に移りたいと思います。

それから、生理用品を学校トイレ、名寄市内の全ての学校のトイレに配置をしていただきたいと

いうことです。これも何度も取り上げさせていただきました。ここに、最初申し上げましたように、厚生労働省は生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査というのを行っていきます。私はちょっとびっくりしたというか、厚生労働省もしっかりこの生理の貧困の問題を国の問題として捉え、そして実態がどうなっているのかというようなことで調査をされているということで、私は非常にうれしく感じたところであります。それで、この調査の趣旨のところでは、女性への健康支援の観点から経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困に関して問題を抱える女性の分布や心身の健康状態、日常生活への影響等についての実態や現状を調べるために実施したということで、今年2月に行っております。細かく調査をされているところであります。それで、主に特記すべきかなというふうに思っているのは、生理用品の購入、入手に苦労している人の分布です。コロナ感染下の中で購入、入手に苦労したことがあるか、先ほども御紹介しましたよくある、時々ある、こう回答した人が回答者の中の8.1%、私は大きな数字だというふうに思っています。また、精神的な健康状態、このことについても聞いています。悩みやストレスの尺度、悩みやストレスを測る尺度があるのです。心の健康チェックということでK6という、そういう方式を使って測定したところ、生理用品の購入、入手に苦労したことがある人の平均値は13.1点ということでした。それで、心理的苦痛を感じているとされる10点以上です。10点が心理的苦痛を感じているという点数だそうなんです。それ以上の平均値は13.1ですから、非常に多い。そして、10点以上の方がこの回答者の中で69.3%もあつたということです。購入できない、また購入だけでなく入手もできない、そういった苦労をしたことがある人たちにやはり悩みやストレスが多くあつたということがここに上げられるのかなというふうに思います。また、生理用品に関

する公的支援制度の認知、利用状況、全国の中でも無償提供進んでいます。その中で、無償提供を知っていたけれども、利用しなかった理由として、必要ないからということも69.8%の方がいましたけれども、申し出るのが恥ずかしかったから、人の目が気になるからなどが挙げられているところです。やっぱり人の目が気になったり、申し出るのが恥ずかしかったりということがあるのだということです。これは、私大人でも子供たちでも同じだと思っています。先ほど、前日もやり取りをさせていただいたかというふうに思うのですが、確かに保健室の養護教諭の先生といろいろ話をしながらということもあるかというふうには思うのですけれども、このように人の目が気になったり、申し出るのが恥ずかしかったり、こんなことがやっぱりあります。ですから、トイレに自然にトイレットペーパーと同じように置いてあればすぐに使える、誰に気遣うこともなく使える、そういう意味も込めて、やはり全ての学校のトイレに配置をしていただきたい。改めてお考えをお聞きます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 生理用品がそれぞれ各学校のトイレに配置されているところも少しずつあるというところも、私たちのところでも理解をさせていただいているところではございます。ただ、私どもの学校ともお話しさせていただいておりますけれども、やはり小中学校のトイレに配置する理由ですとか目的を考えたときに、現状の各学校は保健室での提供するところが児童生徒に対して寄り添った指導ができる最善策だというふうに学校現場のほうでもお話しいただいておりますので、私どもといたしましてはそのような対応を取らせていただきたいというふうに思っております。また、これ今回の定例会の中でも、どなたかはちょっとあれですけども、子供たちにはSOSの出し方に関する教育というのも始めさせていただいておりますので、不安や悩みを抱えてい

るときに誰にどのように助けを求めればよいか、そういったことの教育もこれから引き続きやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回もそうでした。前回のときにもSOSが発信できるようなというふうな話がありました。ただ、そこにいくまでに困っていることはなかなか言い出しにくいという、そういったこともあるのだというのをやはり押さえていただきたいなというふうに思っています。それで、先ほども御紹介した厚生労働省の調査がありました。この調査を受けて、内閣府の男女共同参画局も今年の7月に各地方公共団体の取組調査を行っています。昨年も行っていたのです。それで、配付場所として学校のトイレに設置している取組や相談者への配慮として専用の意思表示カードやスマートフォンの画面を掲示することで声を出さずに受け取れるといった取組を行う地方公共団体が増えているのですよという報告がされているところであります。ここのところをしっかりとやっぱり受け止めていただきたいなというふうに思っているところであります。それで、調達するところ、お金の問題も出てくるかと思えますけれども、多くはやはり予算措置をして、専用でトイレに配置しているということなのですけれども、企業さんや住民の方々からの寄附も多いということがこの調査の中で明らかになっているところであります。この部分についてどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） すみません。ちょっと寄附が多いことについてどういうふうなということですか。

（「予算措置やら何やら含めてですね」と呼ぶ者あり）

○教育部長（木村 睦君） 先ほどもお話しさせていただいたとおり、保健室で提供させていただ

いていますので、そちらのほうの一定程度のものに対するストックというか、置いておくための予算についてはある程度確保させていただいているかなというふうに、毎年度確保しているかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今の追加で、内閣府が調査した中の結果の中では、学校トイレに生理用品を設置した後、全ての児童生徒及び保護者にメールで周知していると。それからあと、配慮のところであれば、個室を含むトイレ内に生理用品を設置して、人目を気にせず受け取れるようにしているといった全国の調査結果が出ているところであります。もちろん保健室で相談しながら、いろいろ体のことも教えていただきながらということも重要であります。そこはなくしてというふうには思いません。それも含めて気にせず使える、すぐ使える、ここのところはやはり実際にいろいろと長く人生をやっている私としては本当に必要な部分だなというふうに思っています。それで、今回、前回もそうですけれども、学校のトイレということで学校のトイレに絞ってお話をさせていただきましたけれども、できれば、今の内閣府の調査でも公共の施設、別の、学校以外の公共の施設においても配置しているというところも出ています。ですから、できれば行く行くは公共の施設全てにトイレトーパーと同じように配置をお願いしたいというところですけども、まずは子供たちの心身の健康のために市内全ての学校のトイレに生理用品の配置を求めたいということになります。再度、申し訳ありませんが、お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 学校におきましては、やっぱり教科だけでなく、様々な場面におきまして将来子供たちが自立して生活していくために生きる力というものをつけたいというふうに願っ

て指導しているのかなというふうに思っているところでございます。生理につきましても自分の手当てでできるより、もしも困ったときがあったら自分で伝えられるようにということで指導されているかなというふうに思っています。当然子供たちの中には保健室に行くことが嫌な子や苦手な子もいらっしゃるかと思いますが、保健室でもこういったときのためにヘルプカードを置いていたり、先生や養護教諭に掲示することで交換できるような方法というところもありますので、そういったところも踏まえながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

令和5年度予算編成について外2件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目3点についてお考えをお聞きしてまいります。

大項目1、令和5年度予算編成についてお伺いをいたします。令和5年度予算編成に向け、11月1日付の市長訓示において総合計画、総合戦略の具現化、デジタルトランスフォーメーションに向けた施策、ポストコロナを見据えた事業の推進、そして持続可能な財政運営の維持の4つの基本的な考えが示され、健全な財政を基調としながらも喫緊の課題解決に対し力強くスピード感を持って予算編成に当たりたいと指示の下、予算編成の作業がスタートされたと承知をしております。

以上を踏まえ、小項目1、当初予算規模についてお尋ねをいたします。同日付で出されました総務部長事務連絡では、11月22日が予算編成資料の提出期限となっております。各課から予算要求の取りまとめは既に終わっていると思いますが、速報値で結構ですので、一般会計当初予算要求額と歳入歳出の差についてお知らせをください。

続いて、小項目2、経常的経費についてお尋ね

いたします。市長訓示の中では、令和3年度決算において一般財源で賄った経常的経費は前年度比1億9,534万8,000円の増になったことから、経常的経費の抑制は急務であるとありました。新年度予算における現時点での経常的経費の状況とその抑制について財政当局として具体的にどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

小項目3、歳入確保についてお尋ねいたします。市長訓示の基本的な考え、また総務部長事務連絡の中にも指示のありました自主財源、特定財源を財政当局としてどのように確保していくお考えなのかお聞かせください。

次に、大項目2、公共施設整備と公有財産の活用についてお伺いをいたします。本市における公共施設等の取扱いについては、名寄市公共施設等総合管理計画、名寄市公共施設個別施設計画、名寄市公共施設等再配置計画をはじめとする各種計画が策定され、それらに基づき維持管理や整備がされているものと承知しております。

そこで、小項目1、名寄市公共施設等総合管理計画と未使用施設の対応についてお尋ねいたします。名寄市公共施設等総合管理計画では、さきの議員協議会でも説明のありました名寄市における財政課題でも令和17年度までに施設の延べ床面積の13%縮減を目標としています。これまでに除却等を行い、縮減した事例と現在の進捗状況についてお知らせをください。また、現在未使用で老朽化が進んでいる今後活用の見込みがない公共施設の取扱いとこのたび実施した用途廃止予定の栄町55団地4号棟、5号棟のサウンディング型市場調査、こちら先月の中旬に行われたと思いますが、その状況についてお知らせをください。

小項目2、名寄市公共施設等再配置計画についてお尋ねいたします。名寄市公共施設等再配置計画が策定され、9か月が経過しています。今年度実施されています本計画の推進業務の進捗状況と前期5年間、フェーズワンに登載されている施設

について追加や削除など見直しの議論はあるのかお聞かせをください。

小項目3、健康増進施設としての温浴施設整備についてお尋ねをいたします。温浴施設、いわゆる公衆浴場の整備の考えについては、以前の一般質問の際にも保健衛生上の役割を終えたと答弁をいただきました。その後も保健衛生、コミュニティーの場としての公衆浴場の必要について確認をさせていただきましたが、民間での整備の際の支援の用意があるとの答弁にとどまっております。高齢化が進み、単身高齢夫婦世帯が増加している中では、健康寿命の延伸のための施策、全世代においては健康保持増進、またコミュニティーの場との観点で見ると、温浴施設の整備は今回策定されました名寄市総合計画（第2次）後期基本計画とも整合性が取れると考えます。災害時や住宅設備の故障、また住宅のリフォーム時などの利用を含め、安心して住み続けられる本市のまちづくりにおいては必要な機能だと思っておりますが、改めて理事者の御見解をお聞かせください。

最後に、大項目3、スケートリンク廃止とコロナ禍における各種事業の在り方についてお伺いをいたします。さきの所管委員会での報告を受け、今年度スケートリンクの廃止の報道がございました。廃止の決定に至った協議経過についてお知らせをください。

また、コロナ禍の影響でこの約2年半市が事務局等を担っている事業においても、実施できていないものが複数あると思っております。今年度は少しずつではありますが、事業を再開しているものもありませんが、中には例を挙げるとチャレンジデーにおける綱引き、平和音楽行進、市民盆踊り大会など3年間にわたり中止されている事業もございません。今回のスケートリンク廃止の要因の一つには、新型コロナウイルスの影響もあると拝見をいたします。このスケートリンク廃止がほかの事業の廃止の連鎖になることはないのか、新年度予算編成を前に理事者の御見解をお聞かせください。

以上、簡潔な御答弁をお願い申し上げ、この場での発言といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 倉澤議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目2の小項目1は私から、大項目2の小項目2、小項目3及び大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、大項目1、令和5年度予算編成について、小項目1、当初予算規模についてお答えします。令和5年度予算は、11月1日付で各部局へ市長訓令及び予算編成資料提出についての事務連絡を周知し、11月22日を提出期限とした各部局から予算要求をまとめ、現在財政課ヒアリングを実施しているところであります。御質問のあった一般会計の予算要求総額につきましては、歳入が約220億1,200万円、歳出が約245億5,400万円となり、収支の差額は約25億4,200万円となっております。

次に、小項目2、経常的経費について申し上げます。市長訓令にも記載しているとおり、本市の財政運営には課題が山積しており、特に経常的経費の抑制は急務であります。令和5年度予算における経常的経費の状況は、経常、臨時の精査も含めて現在ヒアリングを行っているところであり、具体的な金額を申し上げることはできませんが、燃料費、電気料金、各種委託料などで今年度予算よりも増額となる見込みです。経常経費の抑制のためには、その事業が真に必要な事業なのか、目的遂行のための手段として最適なのかなど常に見直しを図っていくことが必要であり、予算編成に係る事務連絡においてもスクラップ・アンド・ビルドの観点から既存事務事業の見直しを図るよう通知しているところであります。ただし、既存事務事業の見直しは一朝一夕で達成できるものではなく、担当部局内での協議のみならず、市長ローリングや予算査定の場合など機会ごとに議論を重ね

ており、限りある財源を効果的に活用できるよう取り組んでおります。

次に、小項目3、歳入確保について申し上げます。本市は、歳入の多くが地方交付税になっており、財源の確保が大きな課題となっております。このことから、予算要求に当たっては他の事業等との公平性、官と民との役割分担、適正な受益者負担、後年度への財政負担などを十分に検証するとともに、スクラップ・アンド・ビルドの観点から既存事務事業の見直しにより所要の一般財源等の確保を図るよう、また国や道の動向に注視し、特定財源の確保に向けて取り組むよう事務連絡にて通知しているところであります。具体的な取組としては、まずは高い水準である市税収納率の維持、さらには国や道の補助金など特定財源の確保、加えてふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税寄附金増額の取組が挙げられます。令和5年度予算に向けた取組については、編成作業中であり、現段階でお話しすることはできませんが、今後も引き続き歳入を確保できるようしっかりと議論してまいります。

次に、大項目2、公共施設の整備と公有財産の活用について、小項目1、名寄市公共施設等総合管理計画と未使用施設の対応について申し上げます。初めに、公共施設においてこれまでに除却等を行い、縮減した事例について申し上げます。当該計画は、平成26年度末の公共施設の総延べ床面積を基準としており、それ以降に取り壊した主な公共施設としては平成27年度に取り壊した市民会館が延べ床面積約1,672平方メートル、令和2年度に取り壊した公設地方卸売市場が延べ床面積約2,867平方メートル、令和3年度に取り壊した風連農産廃棄物処理場が約302平方メートルなどとなっております。

次に、公共施設の延べ床面積削減の進捗状況ですが、平成28年度計画策定時に基準とした平成26年度末の公共施設の総延べ床面積32万4,238平方メートルに対して、令和3年度末現在

の総延べ床面積は32万2,216平方メートルとなっており、床面積で2,023平方メートル、率にして0.6%の縮減となっております。これは、大学図書館などの新規整備があったことのほか、公営住宅や学校施設等の更新に際し、現在の基準が過去のものより1人当たりに必要な面積が増加したことなども延べ床面積の縮減が進んでいない要因の一つであります。利活用の予定がない施設の取壊しが進められないことが総延べ床面積の縮減率が低い要因となっております。利用目的での使用を終了した施設については、売却、貸付け等が見込めない場合、取壊しを基本とする考えは公共施設等総合管理計画策定時から変わっておりませんが、施設整備に対し取壊しに係る財源が確保できず、なかなか延べ床面積の縮減が進んでいない状況となっております。跡地利用の方法などによっては活用できる補助金や起債もあり、今後も民間活用に向けた情報提供も含め、遊休財産の活用と公共施設等総合管理計画の進捗に努めてまいります。

また、対話型市場調査の状況としましては、公営住宅の栄町55団地4号棟、5号棟について調査を実施しております。今回の調査は、事業の実施や事業者を特定していく調査ではなく、施設の市場性の有無とともに、民間事業者の参入意欲や参入しやすい条件を把握することを目的としたもので、2つの事業者から民間活用の提案をいただいたところでもあります。現在対話内容を取りまとめているところですが、今後提案いただいたアイデアを基に公共施設等総合管理計画推進本部会議で施設を利活用するかどうか協議していく予定であります。なお、事業者からの提案内容については、提案事業者のノウハウの保護なども考慮した上で、近く市ホームページで公表する予定でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、まず

初めに大項目2、公共施設の整備と公有財産の活用について、小項目2、名寄市公共施設等再配置計画について申し上げます。

本市におきましては、昨年度末に名寄市公共施設等再配置計画を策定し、令和8年度までを計画期間とするフェーズワンの対象施設をまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加え、にぎわいづくりに向けた新たな設置が想定される施設など、図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設とし、図書館を軸に単独新築をA案、既存施設の活用、官民連携をB案、機能複合化、新築をC案とし、3パターンを示しました。フェーズワンでの施設整備についてですが、計画で示した再配置パターンを絞り込み、必要な機能や規模等を含めて検討するため講演会、タウンミーティングを開催するとともに、市民ワークショップを開催し、議論を重ねてきているところです。講演会、タウンミーティングでは、人口減少を見据えたまちづくりや豊かな場所、サードスペース、自宅、職場以外の第3の場の重要性などについて議論するとともに、参加者アンケートでは図書館を中心とした複合施設の新規建て替えを望む回答が最も多く、併せて歩きたくなるまちに向けた道路整備や公共交通サービスの充実化などの関連事業が重要といった御意見が多く寄せられました。市民ワークショップでは、再配置計画に示したパターンのうち既存施設の活用、官民連携のB案が理想としながらも、該当する施設がないことから、図書館の複合化、新築のC案が望ましい、また複合化に当たり図書館機能に加え求められる機能として、カフェやコミュニティスペース、学習、ワーケーションスペース、広場などを併設することでサードスペースとなり得る、さらについて利用されることが周辺の活性化につながるのではないかと御意見が出されているところです。さらに、候補地について、ついで利用や周辺への波及効果を考慮すると、駅から市立総合病

院の動線、西條周辺の商店街が望ましいとしながら、一定面積の公有地がないという問題点も指摘されております。しかしながら、市民ワークショップでは現在議論を進めている最中であり、年度内の報告まで時間があることから、報告書では内容が異なる可能性もありますことを前置きさせていただきます。名寄市公共施設等再配置計画は、今年度スタートした計画であります。庁内検討委員会を中心に計画の実行に向けた関係部局との連携や調整、協議を継続的に行うとともに、公共施設に関わる状況の変化に応じて適宜計画の評価や検証を行い、必要に応じて改定を行うとしております。したがって、着実な計画の推進に向けて、平成30年11月には総務文教常任委員会から市立図書館の将来像について調査報告もいただいております。市民ワークショップからの報告書も踏まえ、ほかの公共施設との優先順位、財源含め多くの状況を整理した上で有識者のアドバイスをいただきながら引き続き庁内検討委員会での議論を深化してまいります。

次に、小項目3、健康増進施設としての温浴施設整備について申し上げます。温浴施設は、衛生面だけでなく、コミュニティの場としてまちづくりに対する役割もあると認識しております。しかしながら、平成24年のふうれん望湖台自然公園のセンターハウス閉鎖の際には、本市の財政状況において多額の建設経費など2つの公共温泉を設置することは難しいと判断したところであります。現段階で公共での温浴施設は検討されておりませんが、民間事業者から公衆浴場設置検討の相談などがある場合には、各種制度での支援を検討してまいります。

次に、大項目3、スケートリンク廃止とコロナ禍における各種事業の在り方について申し上げます。本市のスケートリンクは、昭和30年に旧名寄南小学校グラウンドに旧名寄町民により開設されたのが始まりで、その後名寄小学校グラウンド、名寄東中学校グラウンド、名寄公園などに開設さ

れました。公設スケートリンクとしては、昭和46年に名寄小学校グラウンドに開設し、昭和51年には南広場に移転、昭和62年には現在のEN-RAYホール敷地に移転したところですが、平成25年からは旧豊西小グラウンドに移転しましたが、そのほかに移転を検討した、当時新設予定で、市街地近くにある名寄南小学校グラウンドは散水する地下水質に問題があったため、断念せざるを得ませんでした。スケートリンクは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年度から休止していましたが、今年度は再開に向け準備を進めていたところ、これまで施設の管理運営を委託していた競技団体が今年3月をもって解散いたしました。その後再開に向け管理運営法や感染症対策等について協議を進めてまいりましたが、管理棟プレハブの感染症対策や職員配置などの問題を解消することが困難なため、今年度から廃止することといたしました。これまで多くの市民の皆様に御利用いただき、再開を楽しみにされていた方々もいらっしゃると思いますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、この廃止に関連し、ほかの事業への影響についてであります。各事業ごとに状況は異なり、それぞれの判断材料により決定がされていると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれ御答弁いただきましたので、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、令和5年度予算編成についてですけれども、当初予算規模、小項目1ですけれども、今総務部長のほうから御答弁ありました。歳入、約ですけれども、220億円、歳出245億円と25億円の収支不足があるというようなお話だったというふうに思います。確認をさせていただきます。令和3年11月、昨年11月ですけれども、

示された中期財政計画、こちらの中では令和5年度の一般会計歳出の推計が220億6,710万円、先月示された中期財政計画、これ来年度の予算推計ですけれども、231億590万円、これと比較して、令和3年と比較しても25億円、今年度の計画と比較しても約14億円差が開いているというところで、あくまで当初の取りまとめの段階ですけれども、ここの要因についてはどのように分析をされているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 昨年お示した中期財政計画の中の令和5年度の部分につきましては、特に建設事業費が令和5年度以降の事業がまだ決まっていない、分かっていない、見えていない部分ありましたので、建設事業費で18億円プラス継続事業の2分の1みたいな形に推計させていただいておりますので、その部分については現況とちょっとまた比較するのは難しいところだなと思えます。11月にお示しさせていただきました今回の令和4年の中期財政計画推計との差とその理由でございますけれども、中期財政計画では歳入が約218億2,600万円、歳出が約231億600万円と推計しておりました。先ほどお答えしました令和5年度予算要求と比べますと、歳入で約1億8,600万円、歳出で約14億4,800万円増加したということになります。歳出が増加した要因でございますけれども、総合計画や中期財政計画推計時には掲載できなかったものの、その後の事業設計により新たな予算要求となった事業があったこと、除排雪委託料や工事費など中期財政計画推計時より燃料単価や人件費の高騰等により増額を見込む事業があることなどが考えられます。また、歳入では国や道の補助金、起債など中期財政計画時より議論を深めたことにより活用可能と考えられるような特定財源を計上したということによるものと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 様々な要因で要求の段階では中期財政計画よりも14億円増えていると。この後各級査定が控えているので、その中で当初予算規模については幾らか圧縮されていくのかなというふうに思いますが、歳入歳出の差が25億円あるという中では、やはりこれかなり財源の関係、調整出てくるのかなというふうに思います。名寄市の財政状況でちょっとお話をさせていただきたいというふうに思いますが、旧名寄市、旧風連町、合併した際、平成18年3月ですけれども、そのときの人口が3万1,212人、3月末の人口です。そのときの18年度の決算ベースで一般会計歳出で184億円、もちろんこのときは大学が特別会計になっていないので、大学費も一般会計に入っていた状況です。市長が1期目就任された年、平成22年、人口3万608人、同じく決算ベースですけれども、歳出決算201億2,960万円、今年度ですけれども、まだ年度途中です。本日提案される一般会計の補正予算、提案される議案出てきていましたけれども、既に251億2,400万円、このままどんどん、どんどんこれ、人口はもう既に5,000人以上減っている。一般会計の歳出の決算額、今年、年度途中ですけれども、70億円ぐらい増えているといった、この状況を財政当局ってどのように捉えて、この状況で、先ほどもお話ししていただきましたけれども、総合計画の実施計画、先日審議しましたけれども、その中には、先ほど御答弁をいただいた公共施設再配置計画の中に前期5年間のフェーズワンに登載されている施設、図書館はじめとする5つの施設ですけれども、その事業費も一つも計上されていないという状況もありました。それら含めていくと、この先財政状況、歳出の決算ベースだけ見ていくと、どこまでこれ膨れ上がっていくのだというところが非常に危惧されるところなのだと思いますけれども、その辺りどのような見通しを持たれているのかお答えをいただきたい

というふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃりますとおり、かなり名寄市の財政運営は今厳しい状況にあるというところの中で歳出予算も増えているというところがあるのかなと思います。ここ一、二年コロナの関係の臨時交付金、歳入でもいただいています、その分歳出で使っているという部分もありますので、今回先ほど議員がおっしゃられた部分の全てが経常経費といたしますか、臨時的な部分もかなりあるのかなという部分はあろうかと思いますが、いずれにしても名寄市の財政は相当厳しいというところの認識の下、この間も御説明もさせていただいていますし、お話をさせていただいているというところがございます。厳しいというところで、財政規律の見直しなんかも行ってきたところがございます。それぞれ各年度予算査定、各級の予算査定等しながら、また市長ローリングも行いながら、様々な事業をバランスよく行いながら市民生活の維持ですとか市内経済の維持に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 関連しますけれども、小項目2の経常的経費ですけれども、こちらも人件費や燃料費等も上がっているというところもあります。そこには委託料も含めてのところだというふうに思いますけれども、ちょっと先日の補正予算の質疑の中でも触れていますけれども、新年度から指定管理料、債務負担行為の限度額についても可決させていただいておりますけれども、その際質疑させていただいた部分で、施設によっては単年度に換算すると5割以上も増加している施設もございました。もちろん人件費や燃料費、増加してきている部分は理解しております。ただ、委託料に係る燃料部分だったり、人件費という、委託料に関してはなかなかこの先も上がる部分しか考えられないのかなというふうに思います。な

かなか下がるというところに向けての考えを持っていないのかなというふうに思いますけれども、このまま委託料増えていけば、先ほどもちょっとお話ししたとおり、どんどん、どんどん事業費増えていくのかなというふうに思います。どこかの時点で指定管理料含む業務委託料に係る業務仕様の見直しというものも含めて考えていかないといけない時期が来るのかなというふうに思いますけれども、その辺りについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、委託料、先ほど申し上げましたけれども、指定管理料も昨今の燃料価格の高騰ですとか人件費の上昇も含めまして増額傾向にあるというところがございます。ただ、今おっしゃられた仕様の変更となりますと、委託業務でしたら例えば現在の仕様を縮小してとなると、直営に切り替えるだとか、そういうことも出てくる可能性があるのですが、ただ指定管理につきましてもサービスの低下につながるようなものがあるとすれば、なかなかいざいざ現実的には難しいのかなとは考えています。委託料につきましては、基本的に入札ですとか地元企業を中心にしながら、2社以上の見積り徴取をしながら経費については決定しているというところがございます。また、指定管理につきましても毎年度予算査定ですとか指定管理者との年度協定ですか、ここの中で協議、検討していますし、業務内容についても市と指定管理者の協議事項となっておりますので、適宜原課と指定管理者で協議、検討しながら精査しているというところでありますので、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 御理解していきたいなというふうに思いますけれども、そうした部分でもやっぱり歳入確保という、小項目3ですけれども、部分については非常に重要になってくるのか

なというふうに考えています。御答弁の中で受益者負担であったり、既存事業の見直し、スクラップというところになるかなというふうに思いますけれども、一般財源、しっかりと市民サービスできるように担保していくという考え方なのですから、受益者負担についてはどのようにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 受益者負担の考え方ということなのだろうと思います。市が実施する事業におきましてもサービスを受ける方と受けない方、そこで不公平が生じますので、使用料ですとか手数料につきまして一部費用を負担していただくということは必要なものと考えているところでございます。適正な受益者負担の金額につきましては、それぞれの施設ですとか利用目的によりまして一概には、差がちょっと変わる部分もあるので、言えませんが、公益性、公共性、収益性も含めまして近隣自治体の動向なども参考にしながら見直しを図るということでありまして、平成30年に使用料、手数料の見直しやりまして、そのとき指針をつくって、5年ごとに見直すというような部分も記載しているところでございます。ただ、そうすると次回は令和5年度で来年度になるところでございますけれども、この間の燃料価格の高騰ですとか、コロナ禍で通常の利活用ができないという部分もありますので、今私どもとしては今現状で全体的なものを見直すのはちょっと難しいのかなということで、見直す時期については延長も必要かなということで協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 受益者負担についての考え方、令和5年度に新たに見直しを図った場合延長も考えているとはいいつつ、部長、今回定例会に火葬場の使用料の改正条例、増額です、これ。第2回定例会ではスキー場の条例改正、こちらも

結果的には料金値上げにつながっている。本日提案予定の、こっち特別会計ですけれども、国保税の増税に係る条例改正案、次々と市民負担が増える提案出されてきているのです、これ。そこら辺については、御答弁あった部分との整合性どうお考えか改めてお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほど申し上げましたのは、全体的な使用料ですとか手数料の関係でございまして、それぞれの施設ですとか施策にはそれぞれ個別の特有な必要性といいますか、そういうものがあって、そういうことに至っていると考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれの部分で個別に判断してきているところもあるというふうには思うのですけれども、一方でまちづくり懇談会で渡辺部長、令和3年度歳出決算額230億円、令和3年度、単年度収支で3億3,000万円の黒字、貯金に当たる基金は103億円あります、市債の残額も減少しています、健全化判断比率も良好です、これ9か所の会場ですと同じこと言い続けて、私も大体暗記してきたところです。先ほどもお話ししたとおり、今年度も本日提案される一般会計補正予算、歳入歳出251億円まで膨れ上がっているという点では、改めてこれ受益者負担を求める前に既存事業の見直しをやっぱりしっかり進めていかなければいけないというふうに思うのですけれども、その辺り新年度の予算編成に向けての考え、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほども申し上げましたけれども、議員おっしゃるとおり、既存事業の見直し、一朝一夕にはいかない部分はあろうかと思っておりますけれども、それについては全庁的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 予算編成に向けてぜひともそうした部分しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、公共施設の整備と公有財産の活用に移りたいというふうに思います。公共施設等総合管理計画と未使用施設の対応についてですけれども、御答弁の中では、お聞きした限りではあまり公共施設の延べ床面積13%縮減の目標に向けて順調に進んでいるような状況は受けませんでした。除却した施設に比べ新たに整備した施設の面積が多いということも要因の一つだということでありました。老朽化してきている施設、かなり除却進んでいない部分でも景観上、特に教育財産から普通財産に移った施設が主になるというふうに思うのですが、そうした施設、地域の部分、特に郊外等ですと景観上やはり問題があるのかなと。この間のまちづくり懇談会でも一部お話出ていましたけれども、そうした部分の除却について計画的に進めていくような考えあるのかどうかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、まちづくり懇談会でももう使用しないような施設がそのまま残っている状況もありまして、除却してくれないかという部分が複数の町内会というか、会場から言われているところでございます。私どもとしても計画的に進めていきたいという考えはございますけれども、なかなか財源のほうがちよっと厳しくて、進んでいないというのが現状でございます。今後もそういう要望受け止めながら予算査定の場合ですとか、そういうところで何とか進めていけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 除却も併せて、やはり

貸付けだったり売却というところもこの先考えていかなければいけないのかなというふうに私も考えておりますけれども、今南保育所の代替施設で認定こども園整備していますけれども、あの施設ができれば明らかに現在の保育所よりも大きな、延べ床面積、かなり大きな施設できて、またこれマイナスになってしまうのではないかなというふうにも思うのです。そうした部分を含めて、きちんとやっぱり計画的に除却なり売却なりというところを進めていっていただきたいなというふうに思います。その一つの手法として、今回栄町55団地の対話型、サウンディング市場調査、こちら行われたのかなと。2つの事業者の応募があったということで、詳細については市のホームページで公開されるというようなお話だと思うのですが、先日視察行かせていただいた三重県の桑名市では公民連携のワンストップ窓口というところを設置しております、行政の課題を解決するために民間からの提案型、また対話型のそうした事業提案を受ける窓口を設置しているというところで、そうした部分での成功事例について何点か資料のほう頂いてきたのですが、代表的な部分、あとはちょっと地域性が違うので、名寄市に当てはまるかは別として、庁舎の駐車場、稼働率30%ぐらいでしたよと。収入が150万円に対して維持管理が400万円かかっていましたと。これサウンディング調査型の市場調査の結果、提案事業者2社が来まして、プロポーザルで一つ決めましたと。マイナス250万円だった部分が貸付料120万円が入ってくるようになりましたという、そういった事例が一つです。あと、使わなくなった終末処理場、ここ敷地面積かなり広い、1万4,000平米あるのですが、こちらについては使わなくなってから毎年120万円の維持管理費かかっていました。施設を解体するとしたら、市の概算経費で4億7,000万円かかる事業になると。これを建物つきで購入の提案をしたところ、5,005万円で落札されたと。歳

出削減効果としては4億7,000万円の解体費用と年間120万円の維持管理経費が削減されたと。合わせて5,000万円が入ってきたと。プラス今後分譲住宅、宅地造成される住宅からの税収の見込みもありますよといった事例であったり、ちょっと小項目でも後ほどありますけれども、公設公営で温浴施設を整備しようと市が進めていましたと。造成も含めて事業スタートしていたのですけれども、公共施設の優先順位の中からちょっとその部分については延期、保留となっていたといったところ、民間事業者から提案があって、民設民営で健康増進施設、温浴施設を民間が整備したといった事例もございました。そうした取組について、今公営住宅の部分が先行して行われたのかなと。試験的なのかもしれないのですけれども、行われたということあります。歳入確保にも係りますけれども、こうした対話型や提案型の市場調査について市有地、活用されていない遊休地、その活用も含めて今後どのような取組をされていくお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今議員のほうから、視察に行かれたのですか、そういう部分で優良な、有効な事例について御提案、御意見いただいたところでございます。今回デジタルだとか、そういうものも含めて他市町村の優良な事例ですとか、そういうことを参考にしながら施策をつくっていくだとか、そういう部分も有効な部分なのだろうと。先ほどおっしゃられました地域性だとかあるのでしょうかけれども、それぞれ調査しながらやっていくということも必要なことなのだろうと思っています。今回の議員の部分についても今後も参考にしながら、そういう部分の活用についても考えていければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 後ほど資料お渡ししますので、ぜひ御覧いただきたいというふうに思

います。

小項目2の名寄市公共施設等再配置計画について移っていきたいと思います。御答弁の中では、今進捗と見直し等の考え方いただきました。御答弁の中でやはり図書館が軸なのかなというふうに、優先順位も含めてだというふうに私のほう理解させていただいております。図書館についてなのですけれども、こちらの間会派含めていろんなところの図書館をちょっと見させていただいてきております。それぞれ特徴があって、商業施設と渡り廊下でつながっていたり、市民活動センターと複合的につくっていたりとそれぞれの自治体で特徴ある図書館整備されている。名寄市でも前任期の総務文教常任委員会でも図書館の在り方についての提言あったというふうに思いますけれども、就任して間もなく半年になる岸教育長ですけれども、本市における図書館法に基づく図書館の必要性と併せて、今検討されている図書館、今後名寄市に整備する図書館、どのようなものになっていくというようなイメージをお持ちなのか、そこちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） ただいまの御質問は、図書館法に基づく図書館と名寄市における今後の図書館のイメージというようなことで、そこは私の私見ということになるかというふうに思いますが、まず図書館法における図書館につきましては、私も図書館のほうに一度視察をさせていただいて、図書館の職員のほうから現状と課題等について説明を受けたところでございます。そうした中で、図書館職員は施設の老朽化等で彼らなりにアンケートを取り、そしてこれからの図書館というものはどうあるべきかというふうに考えていく中で、図書館の職員の考えというのはやはり図書館法に基づく図書館機能をさらに強化させていく図書館というようなことを考えているということが分かりまして、それで私自身のイメージとして

は、まずは図書館というのは図書ですとか文献ですとか、それから資料等をきちんと収集して、整理して、保存する、これがまず大前提で、その上で一般公衆の方々がそれを、図書を利用したり、レファレンスをしたり、調査研究をしたり、あるいは交流活動とレクリエーションしたりというようなことが図書館法に位置づいている図書館というふう理解をしているところでございます。したがいまして、自分が考えているイメージは、図書館の担当職員がまずは図書館機能を維持したいということですので、今申し上げたようなきちんと皆さんが読むような図書があり、さらに例えば名寄市の歴史ですとか、そういう文献と記録と、そういうものもきちんと収集され、それから今日的な課題等の調査研究物などがまずきちんと集まっていて、保存されていると、それが大前提で、その上で市民の方々がそれを読んでみたり、それから場合によっては自分の調べたいことをレファレンスということで資料を照会してもらったり、提示してもらったりというようなことをしたり、それからさらにはそれを使ってお互いに交流しようというようなことを基盤としつつ、今後に向けてはやはり人生100年時代ですとかSociety5.0とか、そういうようなことが言われていますので、自分のスキルアップをきちんとできるような課題を解決していくということでは、レファレンス機能などはより一層強化していく必要があると思いますし、それからICTの機器がすごく発達していく中では、そういう情報、ICT機器を活用したきちんと情報拠点ということも考えていかなければならないと思いますし、それから市民の方々がそういう図書や研究物等通しながら交流していくという点では交流の拠点という核になるというか、そういうようなことも考えていかなければならないのかなというふうに思いますので、図書館法に基づく図書館の機能と、それからやっぱり時代に応じた必要なものは何なのかというあたりを考えて、これから名寄市の図書館というのを考え

ていく必要があるのかなということが私の所見というようなところで、以上でございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今教育長から図書館に対する思い、基本的な図書館の機能をしっかり持った中でこれから整備していくであろう図書館について楽しみにしている市民もいます。ぜひわくわくするような図書館になるような、そして名寄市のランドマークとなるような施設となるように計画のほう進めていっていただきたいなというふうに思います。

続いて、小項目3の健康増進施設としての温浴整備についてです。御答弁は、以前いただいている御答弁と同様の答弁だったというふうに思います。今回名寄市総合計画（第2次）の後期基本計画の中での整合性も取れるのではないかなというふうなお話壇上でさせていただきましたけれども、先ほどちょっと話あった、民設民営でもしっかり行政がこの施設が健康増進施設というところで必要だと、名寄市としては整備していくというふうな意思表示をすることによって民間からの話が来るといったさっきの事例もありました。そうした意味で、健康保持増進施設としての温浴施設についての必要性、改めて名寄市としての考え方、理事者の見解、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 健康増進に向けての温浴施設という御質問でございましたので、私のほうからお答えさせていただければというふうに思います。

総体的にはなりますが、高齢者の方々の通いの場というか、送迎をアシストさせていただいての中ではデイサービス、通所介護として市の通所介護事業所を3か所ほど展開をさせていただいているところでございまして、それぞれ一部歴史を数えているところもございます。ただ、その中では要介護の方々はもちろんなのですが、一部

介護が必要な状態にならないように介護予防や生活支援が必要な方々が通えるような介護予防・生活支援サービス事業を併設して同じデイサービスの中で行っておりますので、そういった中での名寄市においては入浴という部分についての支援は一定できているのかなというふうに思っています。ただ、議員今おっしゃられたように、介護保険事業計画、高齢者保健福祉医療計画というのは3年に1度見直す形になっておりまして、計画書をたしか計画書策定と同時に市のホームページのほうにアップさせていただいて、それぞれの皆さんに御覧いただけるような形を取らせていただいていますので、今議員おっしゃられたような状況が事業者さん等や民間の方々がありましたら、それを参考にしていただくということは可能なような形は今後も取り続けていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） この間総合計画であったり、タウンミーティングとかで各種アンケートを多分取られているというふうに思うのですが、そうした中で温浴施設が必要だと、公衆浴場が欲しいと、名寄市に。そうした市民の声とかというのは実際出てきたりしているのかどうなのか、ちょっと資料あればお答えいただきたい。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） これまで町内会連合会が主催するまちづくり懇談会や総合計画のアンケート、第2次のときのアンケート調査のことになりますけれども、町中への温浴施設整備、それからサンピラー温泉のリニューアル、こちらを要望する意見は一部いただいているということでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） なかなかアンケートには反映されていないのかなというふうに思いますけれども、実際市民の声というのはそうした声が

複数あるということでお知らせをして、引き続き検討のほうよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきました。3番目、大項目3、スケートリンク廃止とコロナ禍における各種事業の在り方についてです。スケートリンクに限らず、ほかのこの3年間開催されていない事業の廃止につながることはないのかというところについては、それぞれの部分で所管のところでの対応、また実行委員会、主催者の考え方もあるとは思いますが、なかなか事業3年間やっていないと職員も予算はついていながら事業を経験しないまま人事異動でいなくなったりとか、そうした事業を支援している団体の皆さんの活動もままならない中で、再開しようとしたときにそうした団体がもうなくなっていたりとか、今回のスケートリンクの要因の一つなのかもしれないですけれども、そうした部分につながっていくのかなというふうに思います。そうした団体への支援、引き続きして、各事業再開に向けて行っていただきたいなというふうに思います。

あと、スケートリンクについてなのですが、先ほど御答弁にありましたけれども、南小学校のグラウンドに整備予定だったというところで、そこにおいては一定程度の管理棟の建築も含めて予算をかけて整備するといったところもありながら、今回廃止の決定、金銭的な部分、コロナの影響は別として人的な部分というところでお話ありました。スケートリンクに限らず、以前浅江島公園に冬期間整備していた歩くスキーのコースもこれ廃止されて、今回のスケートリンクと併せて市民が気軽に取り組むことのできるウインタースポーツの機会、次々なくなっていくというふうに感じます。私以前担当していたので、ここについてはちょっとどちらも残念に思っていますけれども、市長にお聞きしたいと思いますけれども、今こうした状況の中、名寄市のスポーツ振興に向けた取組について名寄市一体どこを見て、ど

こに向かっているのかというところを市長のほうからちょっと市民のスポーツ振興に対する考え方、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) どこに向かっているのか。なかなか漠然とした質問で答えにくいものだけれども、今現在名寄市の体育協会と、そして風連の体育協会とそれぞれの地域で若干違った文化を、あるいは競技団体を持ちながら活動してきているという歴史があると思います。その中で、もう少しソフト面で市民を巻き込んで、あるいはスポーツそのものがスポーツだけではない、いろんな市民の健康だとか経済の活性化という効果もあるだろうということで、スポーツをさらに前面に据えたまちづくりを進めていこうということでNスポーツコミッションを平成29年でしたっけ、30年だっけ、立ち上げて、現在その事業を進めているところであります。一定の事業や成果も出しているというふうに思っています、ただ課題としてはそれぞれの施設がまたばらばらな管理になっている。競技団体等もそれぞれにあったりだとか、あるいは今後の部活動の問題だとか、様々なまた事業も課題としてある中で、さらに事務局体制を、あるいはスポーツを振興するためのエンジンを強化をするために今現在それぞれのスポーツ団体で統合に向けた検討をしているということでもあります。このことでさらにそれぞれ今頑張っているスポーツ団体、競技団体をさらにバックアップをしていく機能も強化をしていけるのかなというふうに思っています。今回のことは非常に残念なことではありますが、さらに名寄市がスポーツを通じて市民の皆さんがより健康で、そして地域に愛着を持って、あるいは名寄市にあるスポーツの施設、環境をより効果的に使っていける、そうした体制ができるようにさらに行政としても全面的に支援をしていきたいし、団体を通じてさらに民間の皆さんも巻き込んでこうした動きを強化をしていきたいというふうに考えています。引

き続き御指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について、議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第21号 名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について、議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第21号 名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和3年6月に地方公務員法の一部が改正をされ、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられることに伴い、役職定年制が導入をされることになりました。改正法につきましては令和5年4月に施行されることから、本市においても関係条例の整備及び条例の新規制定をするものでございます。

新たに制定をする名寄市職員の降給に関する条例の制定につきましては、これまで名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例において職員の意に反する降給等に関する事項について規定をしておりましたが、定年年齢の引上げに伴い地方公務員法において新たに管理監督職勤務上限年齢による降

任等の規定が追加をされたことから、降格及び降給に関する規定を整理をするため、本条例を制定するものでございます。

名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきましては、定年年齢が引き上げられることに伴い加齢による諸事情への対応や地域ボランティア活動に従事することによる地域貢献などを考慮し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度を制定するものであります。

名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、定年年齢の引上げに伴い関係条例12本について定年年齢の引上げや役職定年制の導入に関する規定の整備、国の法改正に伴う引用条項ずれの修正及び文言修正等を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第19号外2件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより議案第19号外2件の一括採決を行います。

議案第19号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

北海道が主体となっている国民健康保険の財政運営につきましては、市町村が国民健康保険事業費納付金を北海道に納付するとともに、その算定根拠である標準保険料率を参考に税率を設定することとなっておりますが、名寄市の現行税率においてはこの設定から乖離をしたものとなっております。また、現行税率については平成25年度以来改正を行っていないため、税込減により納付金の財源不足が生じているほか、基金の活用も見込めない状況となっていることから、今後においても国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、名寄市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて標準保険料率を参考とした課税額に見直すこととし、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ただいま御説明をいただきましたけれども、もう少し分かりやすく御説明をいただければというふうに思っているのですが、1点は道の算定根拠である標準保険率を参考に税率を設定すると。それが名寄市の現行の場合はその設定から乖離したものになっていると。どのくらい乖離されているのかお聞きをしたいというふうに思います。御説明をいただきたいと思えます。

あわせて、条例改正の中の（3）、未就学児に対する均等割の減額金額の改正がされて、お示しがされているところであります。この経緯についてもちょっと御説明をいただければと思いますが。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 2点について御質問いただきました。まず、1点目の今回の税条例の一部改正のもう少しかいつまんで概略ということで御質問いただきました。今回、先ほど提案理由の中にもありましたが、今道が事業運営主体となっておりますので、道から毎年納付を求められず納付金、これにつきましてはそれぞれ税で賄うということになっておりまして、これまで平成25年から税率を改正していない中で、実際にはいわゆる道が示した標準税率からは差があるということでその分、それから人口減少ですとか被保険者数も減ってきておりますので、そういった部分での税収が落ちているというようなところも含めましてこれまで赤字だったということで、たまたまといいますか、基金を保有していたということで、これまでは基金を使用しながら、補填をしながら納付金を払ってきたという状況でございますけれども、今年度来年の予定されている納付金を納付するためには、今年度で基金が使用されなくなるというような状況もありますので、それを補填するためには6,000万円、7,000万円という、そういった金額が必要になって、赤字額を埋めなければならないということもありますので、その部分、一遍にその分税率ではね返すと、現在納められている方の税額が一気に跳ね上がるということもございますので、来年については基金がない中でというところでいきますと一般会計からの繰入れによるものと、それからもともと保険料の水準といいますか、平準化ということで道の標準税率に合わせていくというような流れにもなっておりますので、そこも踏まえた中で今回税率を改正させていただきたいという提案でございます。それで、乖離している部分でございますけれども、基礎課税額、いわゆる医療費分というところでいきますと、所得割でいけば1.3%の差であったり、それから後期高齢者の分についてと介護納付金については逆に標準税率よりは低

いということで、その辺のバランスがあるということで、できれば基礎課税分を上げて、後期の分、それから介護納付金の分を下げるというような形で合わせていきたいなというふうに考えております。そんなこともありまして、11月に国保運営協議会の中でもこの関係については議論していただきまして、極力一般会計からの負担については必要額にとどめるということと、それから今後資産割の廃止で3方式に向けて見直していかなければならない時期でもございましたので、それに合わせる形でさらに被保険者の負担が一気にならないように激変緩和というような形で今回2,000万円分の赤字解消額を想定して、税率の改正をさせていただこうというふうに考えております。

それと、未就学児に対する均等割の減額金額の改正ということで、今回この税率の改正に伴って軽減になる金額の基になる数字も変わりますので、それに合わせて改正になるということで、併せて基になる金額、その部分が変わりますので、これも併せて改正することになりますので、これとはペアになりますので、その部分の改正となります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今御説明いただいたのは、提案についての御説明、丁寧に御説明いただいたかなというふうに思っています。私がお尋ねしたかったのは、乖離したものになっていると。どのくらいの乖離があつて、今回こういったように改正していくことでこの乖離はなくなっていくのかどうか、ここのところについての御説明をいただければというふうに思ったのですが、どうぞ。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今道内で資産割含めて4方式にしている、導入しているところがたしか4か5自治体だったと思うのですが、それ以外はもう既に3方式になっていて、標準税率、いわゆる道で示している、道内どこに住んでいても同

じ割合でという形で多分道のほうは目指しているのですけれども、それに大分近づくとということで、この乖離という部分についてはほぼ解消されるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第22号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ8,678万3,000円を追加をし、予算総額を251億2,493万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款民生費におきまして国民健康保険特別会計繰出金7,000万円の追加、4款衛生費におきまして国民健康保険特別会計繰出金1,678万3,000円の追加は、それぞれ国民健康保険特別会計の保険事業勘定、直診勘定への繰出金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。12款地方交付税におきまして普通交付税1億1,262万9,000円の追加は、地方交付税法の一部改正による再算定によって追加交付される額を追加するもので、20款繰入金におきまして財政調整基

金繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ただいま歳出の民生費、社会福祉総務費から7,000万円が国民健康保険特別会計のほうに繰り出しするというふうなことであります。これ議案24号にも関わってくるのですけれども、国保の基金積立金のほうに回すということになっています。この7,000万円の額の根拠は、どういった形で7,000万円になったのかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど提案させていただきまして税率改正に関わって、今後発生する見込みの赤字額が約7,000万円から8,000万円前後ということで想定をされておりまして、そのうちの、先ほど言いましたけれども、税率の改正だけでは補填できないということで、その分を一般会計から繰入れをしていただいて、今年度基金に積んで備えるというような形の額ということでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ずっと一般会計から繰り入れて、補填をしながら税の値上げには歯止めをかけていただくように言ってきたのですけれども、今回こういうふうに出されるということなのですが、道の単一化、都道府県単一化のところペナルティーもあるのだというふうなお話もあったかというふうに思いますけれども、今回はそういったことはないのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 一応今回のこの関係

につきましては、令和5年、6年で一定程度赤字は解消できるだろうということでの想定の金額でございます。この関係につきましては、本来法定外繰入れというのは望ましいものではないのですけれども、基金もありませんし、それから税率の改正ですとかもございいますので、一応道のほうにも確認させていただいて、今回赤字額の解消をするためにそれはやぶさかではないということで、基本的にはペナルティー云々ということはなく、今回税率の改正も含めて赤字額を解消したいという考え方で話ししたところ、そこについては特にペナルティーというのは考えていないというようなことでの御回答いただいております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回はそういうことがないということちょっと安心はしていますけれども、この額について、7,000万円ということで、これがペナルティーにかからない額の限度なのか、またどのぐらいまでだったらそういうふうにして見てもらうことができるのかどうか、そういった部分で分かることがあれば、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 額でのペナルティーというのは特に定めはないのですけれども、運営協議会の中での答申の中にもありましたけれども、あまり引き延ばしをすると市のほうの負担も増えてきますし、それから赤字もずっと続いていくような形で、またさらに税率の改正もしなければならぬというような状況も出てくるということで、いろんな形でシミュレーションをしまして、委員さんにも見ていただいて、どの形が望ましいのかということで検討いただきまして、今回なるべく早めに赤字をなくして、今後適正な運営していくためにはこの形、2,000万円の税率改正をして、令和5年、6年で赤字をなくしていくような形がいいのではないかとということでの答申もい

ただきまして、市としても検討させていただいて、この形で進めたいなということで提案をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、予算総額を28億7,271万2,000円に、また直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,678万3,000円を追加をし、予算総額を2億3,988万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。5款基金積立金におきまして国民健康保険

支払準備基金積立金7,000万円の追加は、今後においても国民健康保険事業の安定的な運営を図るため基金に積立てを行おうとするものでありまして、歳入では5款繰入金におきまして一般会計繰入金7,000万円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定について歳出から申し上げます。1款総務費におきまして一般管理事業費1,678万3,000円の追加は、本来支払われるべき消費税が未申告であったことが判明をしたことに伴い、納付義務の発生する平成29年度から令和3年度までの5か年に係る消費税と延滞税及び加算税を追加しようとするものであります。

次に、歳入につきましては4款繰入金におきまして一般会計繰入金1,678万3,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 報告第1号 例月出納検査報告についてを議題といたします。本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 委員会所管事務調査報告を行います。

市民福祉常任委員会の調査研究項目である高齢化社会における健康寿命の延伸について委員会の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 当委員会では、今任期の委員会テーマを高齢化社会における健康寿命の延伸についてと設定し、サブテーマをフレイルを予防して健康寿命の延伸を実現として協議を重ねてきました。

人生100年時代と言われ、人間らしく健康で自立した生活を営むためには健康寿命を延ばすことが重要で、日常生活では自らの健康を維持するために予防することが必要です。近年要介護状態にならないようにフレイルの予防が注目され、様々な取組が行われていることから、当委員会としてもフレイルについての学習を深め、本市の健康増進計画及びフレイル予防に関する取組を検証しながら、この地域に合った予防施策について検討してきました。取組経過の中では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初の計画どおりに進まない状況もありましたが、委員全員の協力の下、本テーマの調査研究を終え、報告書にまとめました。報告書は初めに、フレイルとは、現状の確認、所管部署及び関連する団体との取組、調査研究の経過、視察先の概要、視察を終えた委員の意見、先進地視察のまとめ、報告のまとめと提言で構成されています。

まず、現状の確認では名寄市の人口と高齢者の推移を掲載しており、平成24年の総人口は2万9,869人、高齢化率は27.9%、令和4年の総人口は2万6,212人、高齢化率33.4%となっており、10年間で5.5%高齢化率が増加していることが分かります。

所管部署及び関連する団体との取組では、令和2年7月27日にテーマに沿った勉強会を開催し、名寄市社会福祉協議会の町内会ネットワーク事業、名寄市医療介護連携ICTネットワークシステムについて説明を受けました。11月4日には、町内会連合会との意見交換会を行い、町内会の実態について様々な意見をいただきました。令和3年8月には、各町内会への新しい生活様式を見据えた情報提供を行いました。

調査研究の経過では、令和元年11月と令和4年7月に行った視察先を掲載しました。視察先の概要につきましては、第3回定例会で報告済みでございますので、割愛させていただきます。

視察を終えた委員の意見では、各委員から出された意見を記載しています。出された意見は、報告のまとめと提言に反映いたしました。

最後に、報告のまとめと提言について申し上げます。1、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの高齢者の活動の機会が減少し、フレイル状態や要介護状態に陥ることが心配される市民も少なくないと懸念されます。さらなる状況の悪化が懸念されることから、これまで以上に効果的、効率的な事業運営が望まれます。

2、第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の具体的な施策の確実な実行を高めるためには、地域包括支援センタースタッフの充実、強化が急務であると理解しました。

3、相談体制の拡充という視点では、保健推進委員、児童民生委員、町内会サポーター支援員は地域の最も身近な相談相手です。行政とのパイプ役として機能するために市民に顔の見える活動の推進が求められます。

4、名寄市医療介護連携ICTシステムのさらなる情報提供と加入促進を行うことにより認知症対策への効果を期待するものです。

5、保健事業と介護事業を一体的に行うことで健康寿命格差の解消につながると考えられます。外出機会を確保し、地域の見守り活動に老人クラブの支援、在り方についての検討も必要です。

6、第8期高齢者保健医療福祉計画アンケート結果では、地域包括支援センターを知らない、名前は聞いたことはあるが、何をするとところか知らないが全体の56.2%であり、認知度向上と周知、支援の充実、強化が必要です。

7、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の項目の目標達成に向けた努力が必要で

あり、対策の充実、強化を求めます。

8、地域包括ケアに元気な高齢者による支援が必要です。視察先では、家庭や地域に出向くことに重点を置いていました。待つのではなく、積極的に市民の中に出向くことを期待します。

署名議員 佐久間 誠

9、今後数年は間違いなく高齢化率が上昇し、高齢者人口も増加し続けます。相談体制、支援体制は継続し、整えなければならぬと考えます。

10、フレイル予防の課題は言葉自体が一般に浸透しているとは言えず、早期予防の機運醸成が必要です。健康プログラムに参加できることや地域ポイントの交換など気軽に健康的な活動を促す取組は非常に有効であると考えます。

署名議員 東川 孝義

高齢化社会における健康寿命の延伸に係る取組は効果が現れるまでに時間がかかると思いますが、関係する部門及び地域のつながりをより強固にし、コミュニケーションを活発にしていくことで医療と介護の連携を機能させていくことが期待されます。

以上、市民福祉常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時33分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春